

障害基礎年金（2）①：9分

1. 障害基礎年金の基本年金額（法第33条）
 2. 障害基礎年金の子の加算額（法第33条の2第1項）
 3. 児童扶養手当法の児童扶養手当との関係
 4. 増額改定（法第33条の2第2項）
 5. 減額改定（法第33条の2第3項）
 6. 障害の程度が変わった場合の年金額の改定
 7. 厚生労働大臣の職権による改定（法第34条第1項）
 8. 障害の程度の増進による改定請求（法第34条第2項、第3項）
- ※ 確認問題

■ 講義中の法令、略令の一例 ■

・法第33条 ……………国民年金法第33条

障害基礎年金の基本年金額（法第33条）

法第33条（障害基礎年金の年金額）

障害等級2級

780,900円×改定率（※）
（100円未満の端数を四捨五入）

障害等級1級

2級の障害基礎年金の額を1.25倍した額（※）

（※実際の年金支給額は、厚生労働省または日本年金機構のHPでご確認ください。）



障害基礎年金の子の加算額（法第33条の2第1項）

障害基礎年金の受給権者によって**生計を維持している子**がある場合は、子の人数に応じて、加算が行われる。

子の加算額

2人目までの子 → 1人につき 224,700円×改定率（※）

3人目以降の子 → 1人につき 74,900円×改定率（※）

（※実際の年金支給額は、厚生労働省または日本年金機構のHPでご確認ください。）

加算の 対象となる子

受給権者によって生計を維持している
「18歳到達年度の末日までにある子」

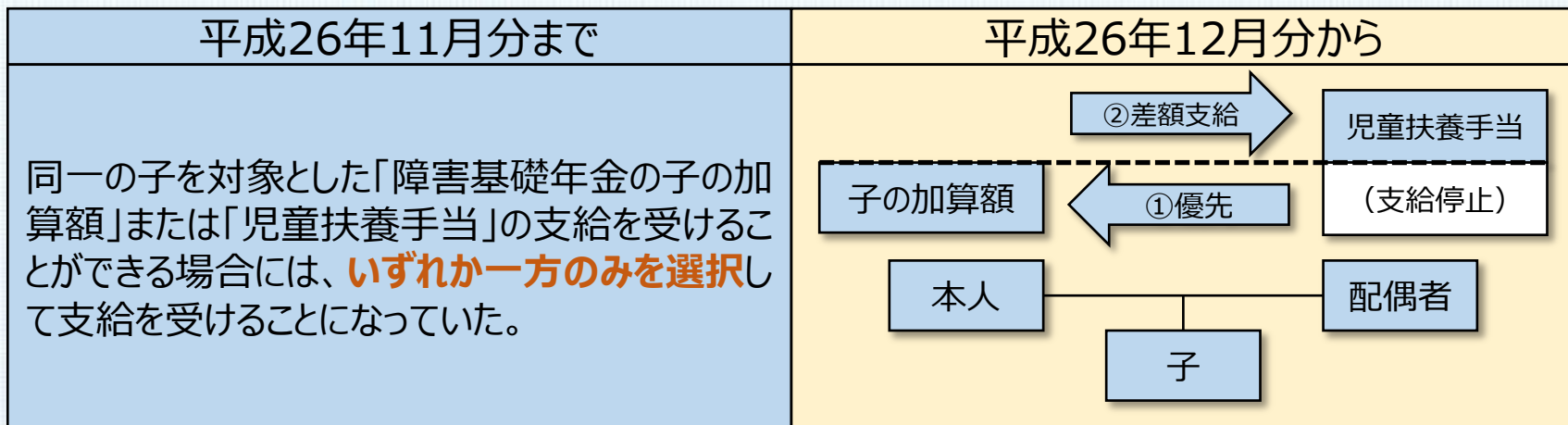
受給権者によって生計を維持している
「20歳未満で障害等級の1級または
2級に該当する程度の障害の状態にある子」



児童扶養手当法の児童扶養手当との関係

児童扶養手当法が改正され、平成26年12月から、公的年金等（※）の支給を受けていたとしても、**公的年金等の額が児童扶養手当の額より低い場合**には、その差額分の児童扶養手当の支給を受けることが可能となった。

（※）公的年金等とは、国民年金法や厚生年金保険法などによる老齢年金、障害年金、遺族年金、労働者災害補償保険法による労災年金などの公的年金や労働基準法による遺族補償などが該当する。

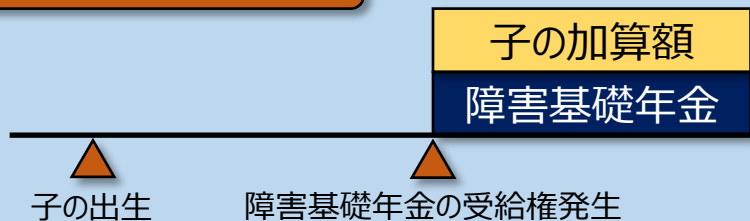


増額改定（法第33条の2第2項）

平成23年4月より、障害年金加算改善法が施行されたことに伴い、加算制度が改正されました。

平成23年3月まで

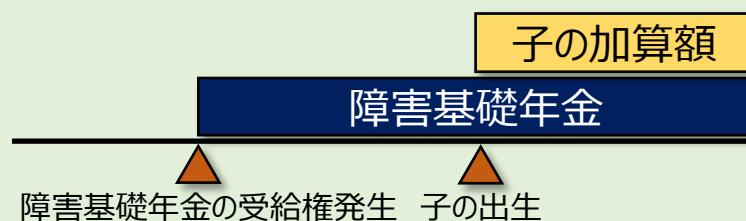
子の加算が行われる場合



子の加算が行われない場合



平成23年4月から



子を有することになった日の属する月の翌月から年金額が改定され、増額する。



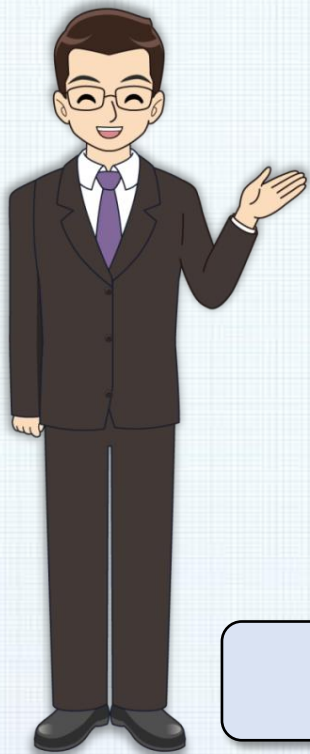
減額改定（法第33条の2第3項）

子が死亡するなど、加算の対象となる子が、減額改定の事由のいずれかに該当した場合は、その**該当した日の属する月の翌月から障害基礎年金の額が改定され、年金額が減額する。**

減額改定の事由

1	死亡したとき
2	受給権者による生計維持の状態がやんだとき
3	婚姻をしたとき
4	受給権者の配偶者以外の者の養子となったとき
5	離縁によって受給権者の子でなくなったとき
6	18歳到達年度の末日が終了したとき（障害等級2級以上の障害の状態に該当する子を除く）
7	18歳到達年度の末日が終了した後、障害等級2級以上の障害の状態に該当する子が障害の状態に該当しなくなったとき
8	障害等級2級以上の障害の状態に該当する子が20歳に達したとき

障害の程度が変わった場合の年金額の改定



厚生労働大臣の職権による改定

障害の程度の増進による改定請求

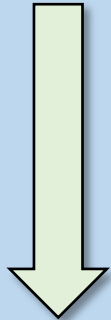
併合改定

今回の講義で説明する項目

厚生労働大臣の職権による改定（法第34条第1項）

厚生労働大臣

障害の程度を診査



従前の障害等級以外の
障害等級に該当すると認めるとき

障害基礎年金の額を改定することができる

改定が行われた場合

改定後の額による
障害基礎年金は、
**改定が行われた日の
属する月の翌月から**
支給が開始される

障害の程度の増進による改定請求（法第34条第2項、第3項）

障害基礎年金の受給権者は、障害の程度が増進した場合には、障害基礎年金の額の改定を請求することができる。

障害基礎年金の
受給権を取得した日

厚生労働大臣の
診査を受けた日

1年を経過した日後でなければ、障害の程度が増進したことによる年金額の改定請求をすることができない

平成26年4月から待期期間の要件が一部緩和された



年金額の改定請求
(認められず)

再請求できる

明らかに障害の程度が増進したことが確認できる場合には、1年間の待期期間を要しないで、年金額の改定請求を行うことができる

確認問題

問題 1

障害の程度が障害等級の1級に該当する者に支給する障害基礎年金の額は、障害等級2級の障害基礎年金の額の「100分の150」に相当する額である。

解答



(法第33条第2項)

障害等級2級の障害基礎年金の額の「100分の125」に相当する額とされています。

問題 2

障害基礎年金の受給権者によって生計を維持している一定の要件に該当する子があるときは、子の数が何人であっても、1人につき同額の加算額が加算される。

解答



(法第33条の2第1項)

障害基礎年金の子の加算額は、子の数により異なります（2人目まで1人につき224,700円×改定率、3人目以降1人につき74,900円×改定率）。



障害基礎年金（2）②：12分

1. 支給停止（法第36条）
2. 20歳前傷病による障害基礎年金の支給停止（法第36条の2、第36条の3）
3. 失権（法第35条）

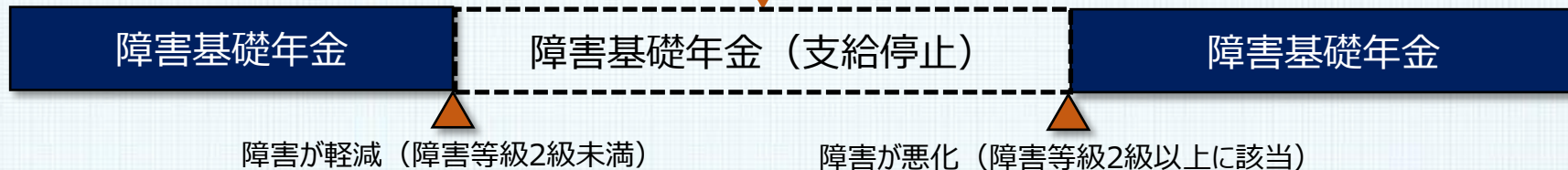
※ 確認問題

■ 講義中の法令、略令の一例 ■

・法第36条 ……………国民年金法第36条

支給停止（法第36条）

障害基礎年金 の支給停止事由	受給権者が障害基礎年金と同一の支給事由により、労働基準法の規定による障害補償を受けることができるとき（6年間支給停止）
	受給権者が 障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しなくなった とき



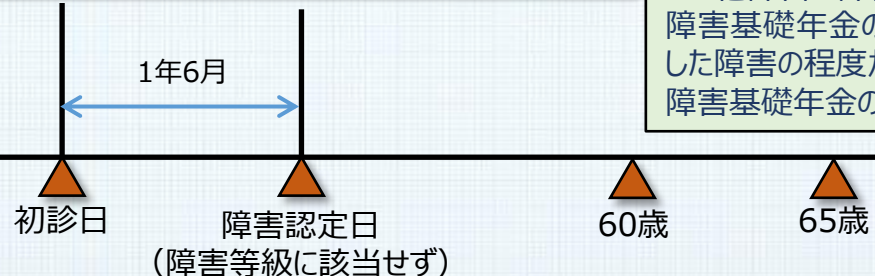
先発障害



国民年金の被保険者

その他障害の障害認定日以後65歳到達日の前日までの間に障害基礎年金の支給事由となった障害とその他障害とを併合した障害の程度が、障害等級の2級以上に該当する場合は、障害基礎年金の支給停止が解除される。

後発障害
(その他障害)



※「その他障害」について初診日要件と保険料納付要件を満たしていることが必要

20歳前傷病による障害基礎年金の支給停止① (法第36条の2、第36条の3)

20歳前傷病による障害基礎年金の支給停止事由

- | | |
|---|--|
| 1 | 恩給法に基づく年金たる給付、労働者災害補償保険法の規定による年金たる給付その他の年金たる給付であって政令で定めるものを受けるとき |
| 2 | 刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されているとき |
| 3 | 少年院その他これに準ずる施設に収容されているとき |
| 4 | 日本国内に住所を有しないとき |
| 5 | 受給権者の前年の所得が政令で定める限度額を超えるとき |



20歳前傷病による障害基礎年金の支給停止② (法第36条の2、第36条の3)

恩給法に基づく年金たる給付、労働者災害補償保険法の規定による年金たる給付
その他の年金たる給付であって政令で定めるものを受けるとき

恩給法に基づく年金たる給付

労働者災害補償保険法の規定による年金たる給付

船員保険法による年金たる保険給付

国家公務員災害補償法による年金たる補償

地方公務員災害補償法による年金たる補償

など

※政令（令第4条の8）

政令で定める年金給付を
受けるとき

その間
障害基礎年金の
支給が停止される

- ①障害基礎年金の額と政令で定める年金給付の額が、いずれも71万2千円に満たない場合は、障害基礎年金の支給は停止されない。
- ②ただし、障害基礎年金と政令で定める年金給付を合算した額が、71万2千円を超える場合は、その超える額に相当する額の障害基礎年金の支給が停止される。
- ③また、障害基礎年金の額が71万2千円以上であり、かつ、政令で定める年金給付の額を超える場合は、その超える額に相当する額の障害基礎年金が支給される。

20歳前傷病による障害基礎年金の支給停止③ (法第36条の2、第36条の3)

- (1) 刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されているとき
- (2) 少年院その他これに準ずる施設に收容されているとき

国民年金法施行規則第34条の4

懲役、禁錮若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設に拘置されている場合
若しくは留置施設に留置されて懲役、禁錮若しくは拘留の刑の執行を受けている場合、労役場留置の言
渡しを受けて労役場に留置されている場合又は監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合

少年法第24条の規定による保護処分として少年院に送致され、收容されている場合等

平成17年4月から

刑事施設等に收容されている場合でも、判決が確定していない
未決拘留中の者は、有罪が確定するまでは、障害基礎年金の
支給を停止されないこととされた。

その間、障害基礎年金の支給が停止される

20歳前傷病による障害基礎年金の支給停止④ (法第36条の2、第36条の3)

日本国内に住所を有しないとき

日本国内に住所を有しない間

障害基礎年金の
支給が停止される



20歳前傷病による障害基礎年金の支給停止⑤ (法第36条の2、第36条の3)

受給権者の前年の所得が
政令で定める限度額を超えると



その年の8月から翌年の7月まで、全額または
2分の1（子の加算額がある場合は、その額を控
除した額の2分の1）が支給停止される

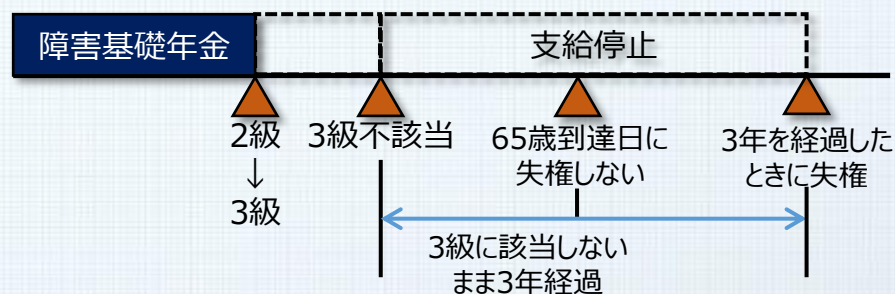
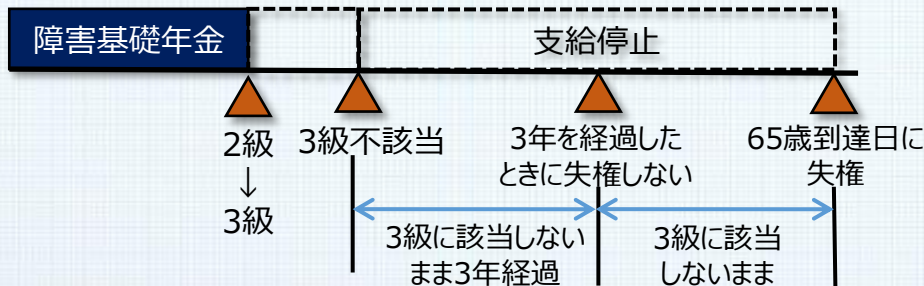
扶養親族の人数等		平成26年度の所得限度額	
		全額 支給停止	2分の1 支給停止
単身世帯（扶養親族なし）		4,621,000 円	3,604,000 円
①	16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族 または19歳以上23歳未満の特定扶養親族（1人につき）	630,000 円 加算	
②	70歳以上の老人控除対象配偶者 または70歳以上の老人扶養親族（1人につき）	480,000 円 加算	
③	①と②以外の扶養親族（1人につき）	380,000 円 加算	

震災、風水害、火災などの災害により、住宅、家財または政令（令第6条の3）で定める財産の被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね2分の1以上の損害を受けた場合は、その損害を受けた月から翌年の7月まで、上記の所得限度額による支給停止が解除される。（法第36条の4第1項）

失権（法第35条）

障害基礎年金の受給権は、受給権者が4つある失権事由のいずれかに該当したときに消滅する

- 1 死亡したとき
- 2 法第31条第2項の併合認定の規定より、受給権者が前後の障害を併合した障害の程度による障害基礎年金の受給権を取得したとき（従前の障害基礎年金の受給権が消滅する）
- 3 厚生年金保険法第47条第2項に規定される障害等級の3級以上に該当しない受給権者が65歳に達したとき（ただし、障害等級の3級以上に該当しなくなった日から起算して、障害等級の3級以上に該当しないまま3年を経過していないときを除く）
- 4 障害等級の3級以上に該当しなくなった日から起算して、障害等級の3級以上に該当しないまま3年を経過したとき（ただし、3年を経過した日に受給権者が65歳未満であるときを除く）



確認問題

問題 1

障害基礎年金の受給権者が、労働基準法の規定による障害補償を受けるときに、障害基礎年金が支給停止される期間として正しいものを次の中から選びなさい。

ア・・・1年間 イ・・・3年間 ウ・・・6年間

解答

ウ (法第36条第1項)

6年間支給停止されます。

問題 2

20歳前傷病による障害基礎年金は、受給権者が日本国内に住所を有しないときは、その期間、その支給が停止される。

解答

○ (法第36条の2第1項第4号)

